

令和6年3月21日

碧南市長選挙及び碧南市議会議員一般選挙立候補予定者説明会

選挙供託について

碧南市長選挙及び碧南市議会議員一般選挙

供託の受付方法についてご不明な点がございましたら、下記
連絡先までお問合せください。

〈連絡先〉

刈谷市若松町一丁目46番地1
名古屋法務局刈谷支局総務課

TEL 0566-21-0086

(自動音声案内：2)

第1 供託金額

市長の選挙	100万円（公職選挙法第92条第1項第8号）
-------	------------------------

市議会議員の選挙	30万円（公職選挙法第92条第1項第7号）
----------	-----------------------



第2 供託手続について

1 供託の申請について

(1) インターネット申請について

インターネットを通じて、「登記・供託オンライン」のホームページにおいて、供託を申請することができます。詳しくは、別添1「供託かんたん申請の御案内—選挙供託編—」をご参照ください。ただし、供託システムには使用できない文字があります（例：「高」、「崎」、「濱」、JIS第3及び第4水準の文字、変体仮名等）。お名前の文字が供託システム上、使用できない場合はインターネット申請をご利用いただけません。

(2) 窓口申請について

「供託書・OCR用」に所要事項を記入し、法務局の窓口へ提出します。供託者氏名については戸籍、住所については住民票に記載されているとおりに記入してください。

また、供託書[記載例1、2、3、4]は、黒ボールペン又はインクで記入してください（※鉛筆・消えるボールペン等は使用できません。）。

そして、記入した用紙は機械で処理するため、絶対に折り曲げないでください。

(3) 受理決定について

法務局職員が、調査し不備がなければ受理します。

（所要時間：おおむね30分程度）

2 供託金の納付について

(1) 納付期限について

供託には納付期限があります。1週間以内に納付手続を行ってください。

（ただし、1週間以内に告示日がある場合は、告示日が納付期限となります。）

(2) 納付方法について

供託金の納付方法は3種類あります。(インターネット申請の場合、納付方法は電子納付のみとなります。)

ア 電子納付

(ア) 金融機関のペイジー対応の ATM やインターネットバンキングを利用して供託金を納付します。手数料は一般的にはかかりません。

※詳しくは、別添2「書面申請後の供託金電子納付の流れ」及び資料「供託金の納付はぜひ電子納付をご利用ください」をご参照ください。

(イ) 供託金の納付後、法務局において供託書正本を受け取ります(※1)。

イ 銀行振込

(ア) 振込依頼書を用いて金融機関の ATM や窓口において供託金を納付します(手数料がかかる場合があります。)

(イ) 供託金の納付後、法務局において供託書正本を受け取ります(※1)。

※1 供託書正本の受取に当たっては、供託申請の際にお渡しする「供託受理決定通知書」を提示願います。

ウ 日本銀行代理店で納付

(ア) 法務局で受け取った供託書正本及び保管金払込書を添えて、法務局が指定した日本銀行代理店において供託金を納付します。日本銀行代理店の事務取扱時間は、通常の銀行窓口と同じで、月曜日から金曜日の9:00～15:00です。

※刈谷支局の場合、名古屋市にある「三菱UFJ名古屋営業部」が日本銀行代理店になります。代理店以外の銀行に現金を持ち込んでも手続はできませんので注意願います(以前のように刈谷支店では手続できません。)

(イ) 日本銀行代理店から受入証明を受けた供託書正本を受け取ります。

3 選挙供託ができる期間について

選挙供託は、告示日(令和6年4月14日〔日〕)まで行うことができます。

法務局で供託を取り扱っている時間は、月曜日から金曜日(国民の祝日を除く。)の8:30～17:15です。

なお、告示日当日(令和6年4月14日〔日〕)に供託する場合には、必ず下記5をお読みください。

4 選挙供託ができる場所について

選挙供託は、全国どこの法務局（出張所を除く。）でも供託することができます。

ただし、選挙後に行う供託金の取戻手続は、供託を申請した法務局以外ではできませんので、ご注意ください。

また、告示日である令和6年4月14日（日）は、刈谷支局でのみ供託の申請を受け付けます。

※碧南市周辺の法務局

〈名古屋法務局刈谷支局〉

〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 TEL (0566)21-0086

〈名古屋法務局半田支局〉

〒475-0817 半田市東洋町1-12 TEL (0569)21-1095

〈名古屋法務局西尾支局〉

〒445-8511 西尾市熊味町南十五夜60 TEL (0563)57-2622

5 告示日（令和6年4月14日〔日〕）に供託する場合について

(1) 供託の申請について

刈谷支局の窓口でのみ供託の申請を受け付けます(8:30~17:00)(※2)。

この日に供託の申請を予定している場合は、選挙管理委員会と当支局に事前に連絡されるようお願いいたします。

※同日は、当支局庁舎出入口を施錠しています。来庁時には出入口脇のインターホンで法務局職員をお呼びいただくか、同所に掲示してある法務局の電話番号へ来庁した旨お伝えください。

(2) 供託金の納付について

供託金を納める方法は、名古屋市にある日本銀行代理店（三菱UFJ銀行名古屋営業部）に納付する方法に限定されます。

※2 選挙長への立候補届出が締め切られる17:00までに、当支局での供託手続、日本銀行代理店（三菱UFJ銀行名古屋営業部）での供託金の納付及び選挙長への届出を完了させる必要がありますので、早めに来庁していただきますようお願いいたします。

第3 供託金の取戻手続について

1 取戻要件について

公職選挙法（以下「公選法」という。）第92条第1項の規定により供託をした者は次に該当する場合、供託金の返還を請求することができます（公選法施行令第93条）。

候補者の得票数が、公選法第93条第1項に定める数を獲得した場合（同条2項）

無投票当選の規定により投票が行われなかった場合（同条2項） ……など

※ただし、公選法第202条に定める異議申立て期間中（選挙翌日から14日間）は選挙及び当選の効力が確定していないため、返還請求ができません。

2 取戻手続について

- (1) 選挙及び当選の効力が確定した後、選挙管理委員会から「供託書正本」と選挙長が証明した「供託原因消滅証明書」を受領します。
- (2) 「供託金払渡請求書」に所要事項を記入します。〔記載例5、6〕
黒ボールペン又はインクで記入してください（鉛筆・消えるボールペン等は使用できません。）。太枠で囲まれてない部分は、空白のままで提出ください。
供託金払渡請求書の「預貯金振込・振込先」欄には、請求者（供託者）本人名義の金融機関口座名等を記入してください。原則、後援会等、供託者本人名義以外の預貯金口座への振込はできません。
- (3) 供託を申請した法務局に「供託書正本」、「供託原因消滅証明書」及び「供託金払渡請求書」を提出します（郵送も可能です。）。
- (4) 1週間から10日間程度で請求書に記載した預貯金口座に供託金を振り込みます。その際、法務局から請求者宛てに国庫金振込通知書を郵送します。

※なお、供託金の受取を預貯金振込でなく、小切手を希望される場合は、発行に時間がかかりますので、事前に当支局へお問合せください。

以上